

平成 28 年
第 2 回 土 岐 市 議 会 臨 時 会 議 案

平成 28 年 5 月 9 日

平成28年第2回土岐市議会臨時会議事日程

平成28年5月9日（月曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第44号 土岐市固定資産評価員の選任同意について・・・・・・・・・・ 1
- 日程第4 議第45号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 別冊
専第1号 平成27年度土岐市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第46号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 2
専第2号 土岐市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第47号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 6
専第3号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第48号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 9
専第4号 土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第49号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 12
専第5号 土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 常任委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 日程第10 議会運営委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

議第 4 4 号

土岐市固定資産評価員の選任同意について

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 8 年 5 月 9 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

住 所	氏 名	生 年 月 日
	中根 由孝	

議第46号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月9日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 専第2号 土岐市税条例等の一部を改正する条例について

専第2号

土岐市税条例等の一部を改正する条例について

土岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日専決

土岐市長 加藤靖也

土岐市条例第23号

土岐市税条例等の一部を改正する条例

(土岐市税条例の一部改正)

第1条 土岐市税条例(昭和30年土岐市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第57条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第60条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(土岐市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 土岐市税条例の一部を改正する条例(平成27年土岐市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第

5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の土岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 5 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 3 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第 10 条の 2 第 6 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 3 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修される新法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議第 4 7 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 8 年 5 月 9 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

- 1 専第 3 号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

専第3号

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日専決

土岐市長 加藤 靖也

土岐市条例第 2 4 号

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例

土岐市都市計画税条例（昭和 3 2 年土岐市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 2 3 項、第 2 4 項」を「、第 2 2 項から第 2 4 項まで」に、「又は第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」に改める。

附則第 2 項から第 7 項までの規定中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改める。

附則第 9 項中「若しくは第 4 2 項」を「、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に、「第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「第 3 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市都市計画税条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第48号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成28年5月9日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 専第4号 土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

専第4号

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日専決

土岐市長 加藤 靖也

土岐市条例第 25 号

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 24 年土岐市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 84 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議第49号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成28年5月9日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 専第5号 土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

専第5号

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年3月31日専決

土岐市長 加藤靖也

土岐市条例第26号

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年土岐市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第87条中「、第40条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

日程第9

常任委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和31年土岐市条例第24号）第7条第1項の規定により、土岐市議会常任委員を次のとおり選任する。

平成28年5月9日

別 紙

日程第 10

議会運営委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 31 年土岐市条例第 24 号）第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会運営委員を次のとおり選任する。

平成 28 年 5 月 9 日

別 紙